# 第7期高崎市障害福祉計画第3期高崎市障害児福祉計画

令和6年度~令和8年度(2024年度~2026年度) (案)

高 崎 市

# 目次

第1編	総	
第1章	i i	計画策定にあたって
	1	計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
	2	計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
	3	「障害者」及び「障害児」の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
第2章	Î,	人口構造と手帳所持者数等の推移
	1	2000
	2	障害者手帳所持者数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
	3	障害福祉サービス等受給者証保持者数の推移・・・・・・・・・・・・・・ 1 2
	4	こども発達支援センター相談者数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
第2編	高	崎市独自の取り組み・・・・・・・・・・17
第3編	各	
第1章	Ì	計画の基本指針及び目標
	1	障害者支援SOSセンター「ばる~ん」の機能充実・・・・・・・・・25
	2	就労支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2 5
	3	地域生活支援拠点の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・2 6
	4	障害児支援体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2 6
	5	虐待防止の徹底・・・・・・・・・・・・2 6
	6	地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進・・・・・・・・・・27
	7	障害福祉サービス等の質の向上・・・・・・・・・・・・・・・・2 7
第2章	1	障害福祉サービス等におけるサービス利用量の推計
	1	訪問系サービス・・・・・・・28
	2	日中活動系サービス・・・・・・・29
	3	居住系サービス・・・・・・・33
	4	相談支援・・・・・・・・・3 5
	5	障害児支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3 6
第3章	Ì.	地域生活支援事業の利用量の推計
	1	必須事業・・・・・・・・・・39
	2	任意事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4 4
	3	促進事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4 8
第4章		計画の推進
	1	サービス提供体制の充実のための方策・・・・・・・・・・・・・・・・4 9
	2	関係機関との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5 1
	v. ı	en

# 第1編 総論

# 第1章 計画策定にあたって

# 1 計画の概要

本計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下、障害者総合支援法)第88条に基づく、「市町村障害福祉計画」として策定するもので、障害者基本法に基づき策定した「第6次高崎市障害者福祉計画」で定める福祉サービス分野における施策、事業のうち、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス及び地域生活支援事業の実施計画となるものです。

また、平成28年5月の障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正により、障害児支援の提供体制を計画的に確保するため、平成30年度以降、市町村に障害児福祉計画の策定が新たに義務付けられました。本市においても、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」を策定し、障害児支援の実施計画とします。

なお、本市では適正なサービスが切れ目なく提供できるよう「第6次高崎市障害者福祉計画」において、障害者の基本計画と障害児の基本計画を一体的に作成しました。実施計画である「第7期高崎市障害福祉計画」及び「第3期高崎市障害児福祉計画」についても、一体的な計画として策定します。

なお、本計画については、指定障害福祉サービス及び指定障害児通所支援事業者の指定に関し、サービス量の計画的な提供体制を確保するための指針となります。

#### 《参考》

- ・ 障害福祉サービスとは、障害種別にかかわらず、障害者(児)が自立した日常生活や社会 生活を営むことができるよう全国一律で共通に提供されるサービスであり、自立支援給付費 と一部の利用者負担で運営されます。
- ・ 障害児通所支援事業とは、主に施設等への通所により、障害児に対し日常生活における基本的な動作の指導、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を目的として支援を行うサービスであり、障害児通所給付費と一部の利用者負担で運営されます。
- ・ 地域生活支援事業とは、障害者(児)が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、市町村が柔軟に実施することが出来る事業であり、 補助金で運営されます。必須事業、任意事業及び促進事業があります。

#### 2 計画の期間

「第7期高崎市障害福祉計画・第3期高崎市障害児福祉計画」は、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とします。

# 3 「障害者」及び「障害児」の定義

本計画における「障害者」は障害者総合支援法第4条第1項の規定で定義されているとおりとし、「障害児」は児童福祉法第4条第2項の規定で定義されている児童又は、発達に不安のある児童とします。ただし、具体的な事業の対象となる障害者及び障害児の範囲は、個別の法令等の規定によります。

#### 〇障害者総合支援法

第4条(抜粋)

1 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、 知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神 障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者(発達障害者支援法第2条第2項 に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。)のうち18 歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政 令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18 歳以上であるものをいう。

(以下省略)

#### 〇児童福祉法

第4条(抜粋)

2 この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童 (発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害児を含む。)又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童をいう。

※児童とは、満十八歳に満たない者をいう。

# 第2章 人口構造と手帳所持者数等の推移

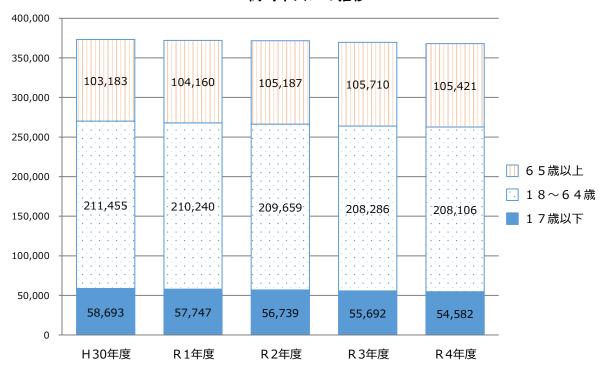
# 1 人口構造

# 高崎市の人口

日本の人口は平成20年から減少に転じており、本市においても、平成23年度末の375,041人をピークに減少しています。

令和5年3月31日現在の本市の総人口は368,109人です。過去5年間の統計から、年齢構成の17歳以下の人口と、18~64歳までの人口が年々減少しているのに対し、65歳以上の老年人口が増加しています。今後も老年人口の割合はさらに増加するものと思われます。

#### 高崎市人口の推移



(単位:人)

年度	17 歳以下	18~64 歳	65 歳以上	全体
H30 年度	58,693	211,455	103,183	373,331
R1 年度	57,747	210,240	104,160	372,147
R2 年度	56,739	209,659	105,187	371,585
R3 年度	55,692	208,286	105,710	369,688
R4 年度	54,582	208,106	105,421	368,109

# 2 障害者手帳所持者数の推移

#### 1 身体障害者

身体障害者手帳の所持者数は、令和4年度末現在11,744人で、人口の約3.19%を占め ています。人口減少により減少傾向にありますが、人口に占める割合は3.2%前後を推移してい ます。

#### 年度別障害種類別数

障害の種類別にみると、肢体不自由と内部障害が多くの割合を占めています。近年の状況では 毎年多少の増減はみられるものの、ほぼ均衡状態にあります。



身体障害者手帳 年度別障害種類別数

(単位:人)

年度	肢体不自由	内部	聴覚及び 平衡機能	視覚	音声・言語・	全体
H30 年度	5, 842	4, 237	1, 140	682	137	12, 038
R1 年度	5, 775	4, 263	1, 125	669	118	11, 950
R2 年度	5, 694	4, 282	1, 148	654	120	11, 898
R3 年度	5, 573	4, 265	1, 189	660	120	11, 807
R4 年度	5, 478	4, 272	1, 214	654	126	11, 744

#### 年度別等級別数

身体障害者手帳の所持者のうち、重度障害者である1級・2級の手帳所持者の割合は53%前後を推移しています。



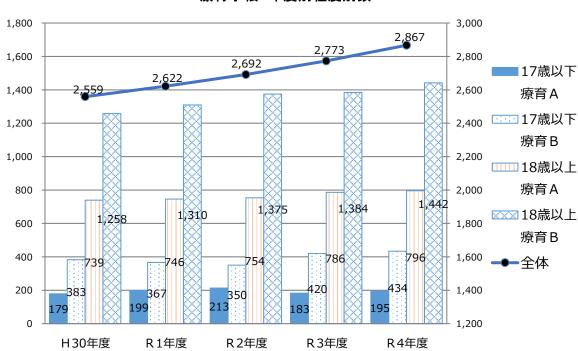
	重度	•				• 軽度	(単位:人)
年度	1級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	全体
H30 年度	4, 605	1, 821	1, 596	2, 504	811	701	12, 038
R1 年度	4, 587	1, 798	1, 554	2, 508	823	680	11, 950
R2 年度	4, 570	1, 792	1, 517	2, 535	807	677	11, 898
R3 年度	4, 461	1, 757	1, 547	2, 555	788	679	11, 807
R4 年度	4, 415	1, 720	1, 541	2, 579	784	705	11, 744

# 2 知的障害者

近年の状況を見ると、療育手帳の所持者数は年々増加しており、令和4年度末現在2,867人と、人口の約0.78%を占めています。

#### 年度別程度別数

療育手帳の所持者状況は、全体的に増加傾向にあり、特に18歳以上が増加しています。



療育手帳 年度別程度別数

「療育A」最重度~重度 「療育B」中度~軽度 (単位:人)

年度	17 歳	以下	18 歳	全体		
十段	療育A	療育B	療育A	療育B	土1年	
H30 年度	179	383	739	1, 258	2, 559	
R1 年度	199	367	746	1, 310	2, 622	
R2 年度	213	350	754	1, 375	2, 692	
R3 年度	183	420	786	1, 384	2, 773	
R4 年度	195	434	796	1, 442	2, 867	

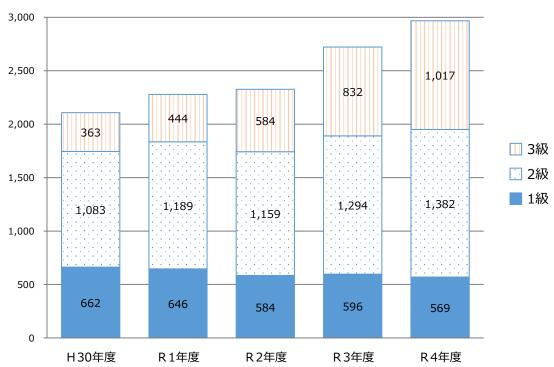
# 3 精神障害者

近年の状況を見ると、精神障害者保健福祉手帳の所持者数は年々増加しており、令和4年度末 現在2,968人と、人口の約0.8%を占めています。

#### 年度別等級別数

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は年々増加しており、内訳として、特に3級の手帳所持者の割合が増加しています。人口に対する割合も増加しています。

#### 精神障害者保健福祉手帳 年度別等級別数



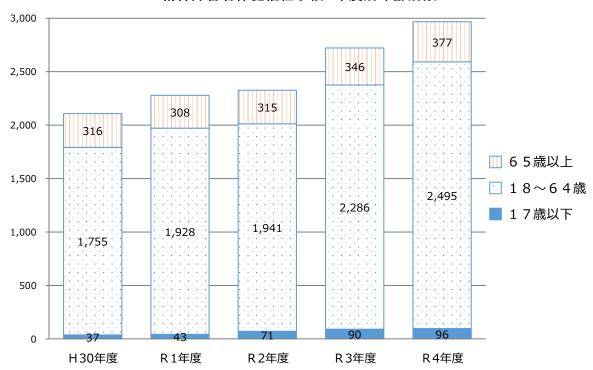
手曲	4	▶ 叔帝	(単位:人)
重度		────▶ 軽度	(単位:人)

年度	1 級	2 級	3 級	全体
H30 年度	662	1, 083	363	2, 108
R1 年度	646	1, 189	444	2, 279
R2 年度	584	1, 159	584	2, 327
R3 年度	596	1, 294	832	2, 722
R4 年度	569	1, 382	1, 017	2, 968

# 年度別年齢別数

全ての年齢区分において所持者数は増加傾向にあり、特に18~64歳が増加しています。

# 精神障害者保健福祉手帳 年度別年齢別数



(単位:人)

年度	17 歳以下	18~64 歳	65 歳以上	全体
H30 年度	37	1, 755	316	2, 108
R1 年度	43	1, 928	308	2, 279
R2 年度	71	1, 941	315	2, 327
R3 年度	90	2, 286	346	2, 722
R4 年度	96	2, 495	377	2, 968

# 精神通院医療 年度別年齢別数

精神通院医療受給者証の所持者数は増加傾向にあり、令和4年度末時点の人口に対する精神通院医療受給者証の所持者の割合は約1.57%となっています。

6,000 802 772 781 5,000 639 596 4,000 Ⅲ 6 5歳以上 3,000 □ 18~64歳 4,879 4,559 ■ 17歳以下 4,430 3,920 2,000 3,766 1,000 0 H30年度 R1年度 R2年度 R3年度 R4年度

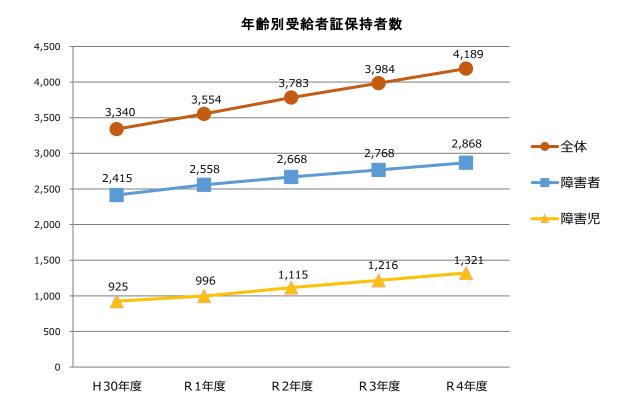
精神通院医療 年度別年齢別数

(単位:人)

年度	17 歳以下	18~64 歳	65 歳以上	全体
H30 年度	84	3, 766	596	4, 446
R1 年度	79	3, 920	639	4, 638
R2 年度	105	4, 430	772	5, 307
R3 年度	121	4, 559	781	5, 461
R4 年度	91	4, 879	802	5, 772

# 3 障害福祉サービス等受給者証保持者数の推移

障害福祉サービス等受給者証保持者数は増加傾向にあり、令和4年度末現在4,189人となっています。



(単位:人)

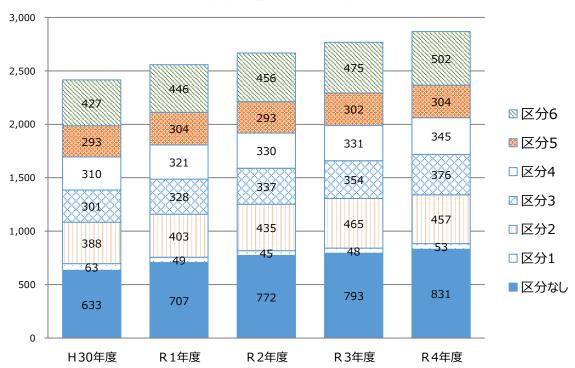
年度	障害児	障害者	全体
H30 年度	925	2, 415	3, 340
R1 年度	996	2, 558	3, 554
R2 年度	1, 115	2, 668	3, 783
R3 年度	1, 216	2, 768	3, 984
R4 年度	1, 321	2, 868	4, 189

#### 障害支援区分別(障害者)

障害支援区分とは障害の多様な特性やその他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援 の度合いを総合的に示すもので、区分数値が大きいほど、支援の必要度合が大きくなります。

障害支援区分別にみると区分 1 及び区分 5 は横ばいの傾向ですが、その他の区分は増加傾向にあります。



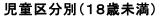


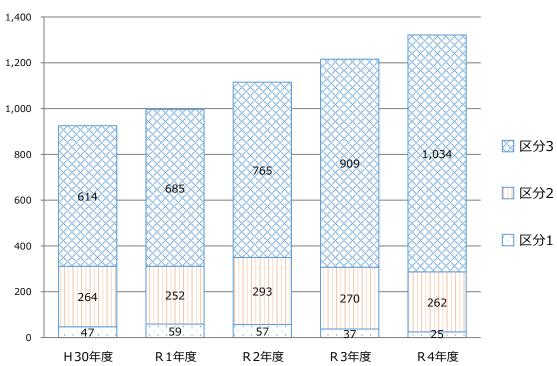
軽度 ◆ 重度 (単位:人)

年度	区分なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	全体
H30 年度	633	63	388	301	310	293	427	2, 415
R1 年度	707	49	403	328	321	304	446	2, 558
R2 年度	772	45	435	337	330	293	456	2, 668
R3 年度	793	48	465	354	331	302	475	2, 768
R4 年度	831	53	457	376	345	304	502	2, 868

#### 障害支援区分別 (障害児)

障害児の児童区分は3段階で示されます。児童区分別に見ると、区分3の割合が高く、増加傾向にありますが、その他の区分は横ばいの傾向です。





軽度 ◆ 重度 (単位:人)

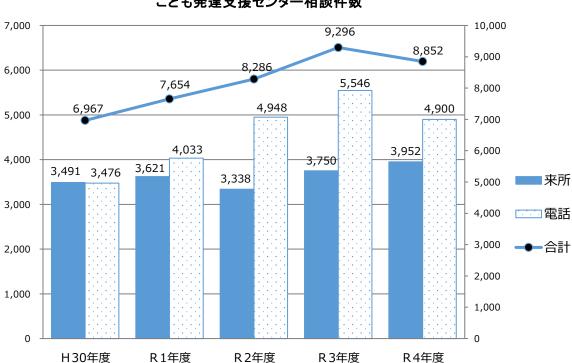
年度	区分なし	区分1	区分2	区分3	全体
H30 年度	0	47	264	614	925
R1 年度	0	59	252	685	996
R2 年度	0	57	293	765	1,115
R3 年度	0	37	270	909	1,216
R4 年度	0	25	262	1,034	1,321

# 4 こども発達支援センター相談者数の推移

こども発達支援センターは、発達に不安や課題を持つ0歳から15歳(中学3年生)までの子 どもを対象とした個別相談のほか保育所等への巡回や学校訪問を実施し、発達面で気になる子ど もの早期発見及び早期支援を行っています。

#### 来所相談件数、電話相談件数

年度別の状況を見ると、来所、電話相談ともに増加傾向にあります。



こども発達支援センター相談件数

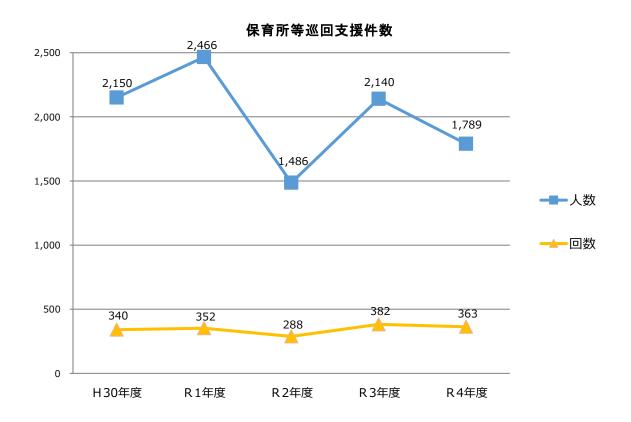
(単位:件)

年度	来所	電話	合計
H30 年度	3, 491	3, 476	6, 967
R1 年度	3, 621	4, 033	7, 654
R2 年度	3, 338	4, 948	8, 286
R3 年度	3, 750	5, 546	9, 296
R4 年度	3, 952	4, 900	8, 852

(各年度実績)

#### 保育所等巡回支援件数

毎年度、市内全ての保育園・幼稚園・こども園を対象とし、定期・不定期巡回相談(保護者相談を含む)を実施しています。令和元年度まで回数、人数ともに増加傾向にありましたが、令和2度以降は、新型コロナウイルス感染症等の影響により、回数はおおむね横ばいで推移したものの、人数が減少しています。



(単位:回、人)

年度	回数	人数
H30 年度	340	2,150
R1 年度	352	2,466
R2 年度	288	1,486
R3 年度	382	2,140
R4 年度	363	1,789

(各年度実績)

第2編 高崎市独自の取り組み

# 高崎市独自の取り組み

本市では、子どもやお年寄り、障害のある方、仕事をしながら子育てをする方等、すべての市 民の皆さんが、安心して心豊かに暮らせる都市の実現のため、支えが必要な人や守るべき人たち への「やさしい眼差しに満ちた市政」を推進しており、様々な本市独自の支援施策に取り組んで います。今後も施策の充実を図るとともに、人にやさしい思いやりのある施策を展開していきま す。

# 手厚い相談窓口の設置

# ○障害者支援SOSセンター「ばる~ん」

障害者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるようになるためには、障害者本人やその家族等が持つ不安や心配事、悩み事を気軽に相談でき、打ち明けられる場所が必要です。

特に、障害者を巡る環境において、親の高齢により子どもの面倒を見られず、さらに親自 身に介護の必要性が発生する等、親亡き後の支援等を求める声が大きくなっています。

本市では、障害の有無にかかわらず、日常生活に関すること、就労に関すること、障害をはじめとする福祉のサービスに関すること、将来の介護に関すること等、本人やその家族の方々等の様々な不安や心配事、悩み事に対し、ワンストップで相談を受け、対応を助言したり、関係機関等につなぐコーディネートを行う総合相談窓口として、「障害者支援SOSセンター「ばる~ん」」を平成30年5月に開設しました。

#### ○こども発達支援センター

平成23年度に開設した「こども発達支援センター」は、発達に不安や特性のある子どもとその保護者や関係機関の方を総合的にサポートするとともに、0歳から中学校卒業まで一貫した支援を行うことにより、子どもたちが将来自立し、社会参加するために必要な力を培える体制づくりに取り組んでいます。

#### ○子育てなんでもセンター

平成29年度に開設した「子育てなんでもセンター」は、子育て世代の様々な相談を受けるとともに、子育て支援、就労支援、託児等、市・関係機関・NPO等が一体となって運営する全国でも類を見ない取り組みを行っています。

#### ○こども救援センター

令和元年度に開設した「こども救援センター」は、年々増加する児童虐待に対応するため、 虐待が疑われる家庭に対して必要に応じた指導や働きかけ等を行うとともに、保護者の悩み や不安等を聞くことで、保護者のニーズに合わせた支援につなげられるよう取り組んでいま す。

また、「高崎の子どもは高崎で守る」をコンセプトに、令和7年度中の開設を目指し、本市 独自の児童相談所の準備を進めています。

# ▶ 本市独自の取り組み

# ○障害者農業就労施設整備事業の推進

障害者を取り巻く環境は、8050問題や親亡き後といった社会的な課題を抱えており、 障害者の雇用の機会を創出し、安心して働くとともに、収入を得ることができるよう、必要 な訓練を受けられる環境整備や支援が求められています。

本市では、このような社会的課題を踏まえ、障害者の就労の場、社会参加の場として、市 直営のメロンの水耕栽培等を行う就労支援施設を、豊かな自然環境を持つ倉渕地域において 令和6年度中の開設に向け整備を進めています。

施設は、障害者総合支援法に基づく就労継続支援B型サービス事業所とし、障害者支援、 農業分野それぞれの専門職員が支援にあたります。栽培する主たる作物は、障害者の収入向 上に資するため、付加価値の高いメロンとし、効率的な作業と高収量を実現するため、水耕 栽培により行います。また、水耕栽培施設(ビニールハウス)の冬季の加温には、地域の間伐 材を燃料とする薪ボイラーを導入し、山林整備の促進にも寄与するものです。

このように、本事業は、福祉、農業、林業が相互に連携(農林福連携)する倉渕地域ならで はの事業展開とし、障害者の自立促進及び社会経済活動への積極的参加を図るものです。



メロンの水耕栽培を行う ビニールハウス



メロンの栽培槽と栽培棚



地域の間伐材でハウス内を 暖める薪ボイラー

# ○障害者救援システム

障害者が何らかの理由で所在不明になることを防ぐため、GPS機器を無料で貸し出しま す。これにより、日常的な見守りや所在不明時の早期発見・保護を図るとともに、介護する 家族の負担軽減につなげています。

#### ○高齢者等あんしん見守りシステム

ひとり暮らし高齢者等の世帯に対し、体調不良等の緊急時に助けを呼べる緊急通報装置及 び安否確認センサーを無料で設置し、見守り体制を強化するとともに、システムを通じて様々 な相談に応じる等、孤独死を防止するとともに、健康・生活不安等の解消を目指す取り組み を行っています。

# ○高齢者力しごとSOS

高齢者や障害のある方の世帯の安心安全な暮らしや生活の質の向上に寄与することを目的として、粗大ごみ等の処分や、重い物の移動等を支援しています。

#### ○高齢者ごみ出しSOS

高齢者や障害のある方、小さな子どもがいる世帯等、ごみ出しに困っている世帯を対象に、 快適で安心して暮らせる生活環境を実現することを目的に、無料でごみを収集する事業を行っています。

週に1回、決められた曜日に訪問し、声掛けによる安否確認を行うことで、安心で安全な 生活に役立てています。

#### ○おとしよりぐるりんタクシー

高齢者や障害のある方の生活の足の確保を目的として、ルート上であればどこでも乗り降り自由、利用料無料、事前予約・利用登録不要の移動支援を行っています。

#### ○ヤングケアラーSOS

様々な事情により家事やきょうだいの世話、家族の介護等を日常的に行っている子ども「ヤングケアラー」の深刻な事例に対処するため、サポーターを無料で派遣し、生活における負担の軽減を図り、子どもが子どもらしく暮らせるよう支援しています。

また、支援のため自宅を訪問することで、日々の定期的な見守りにもつなげています。

#### ○子育てSOSサービス

妊娠期や就学前児童のいる家庭にヘルパーを派遣し、家事や育児の支援を行うことで保護者の育児に関する精神的・肉体的負担の軽減を図り、安心して育児や日常生活を営めること、 子育ての自立に向け支援することを目的としたサービスを行っています。

食事の準備及び後片付け、居室等の清掃及び後片付けといった家事支援、おむつ交換、も く浴等の準備や後片付けの手伝いといった育児支援を行っています。

# 第3編 各論

# 第1章 計画の基本指針及び目標

# 1 障害者支援SOSセンター「ばる~ん」の機能充実

障害の有無にかかわらず、日常生活に関すること、就労に関すること、障害をはじめとする福祉のサービスに関すること、将来の介護に関すること等、本人やその家族の方々等の様々な不安や心配事、悩み事に対し、ワンストップで相談を受け、対応を助言したり、関係機関等につなぐコーディネートを行う総合相談窓口として平成30年5月に開設した障害者支援SOSセンター「ばる~ん」が、誰でも気軽に相談できる場としてより一層の周知を図るとともに、機能の充実を図ります。

#### 《障害者支援SOSセンター「ばる~ん」の機能》

①相談受付機能

障害の有無にかかわらず、本人や家族等の不安や心配事、悩み事の相談を受け付け、必要な助言や支援、紹介等を実施しています。

②コーディネート機能

個々の相談内容から関係する本市の各部署や外部の機関と連携を図っています。なお、相談者が二度手間等にならないよう、相談者の同意を得た上で、紹介先へ相談内容等の情報提供を行っています。また、紹介先での対応・支援状況等の結果報告を受け、継続支援や連携支援に役立てています。

③基幹相談支援センター機能

困難事例に対する相談支援事業所等との連携をはじめ地域の相談支援体制の強化等、基 幹相談支援センターの担う役割を推進しています。

④就労支援機能

隔週水曜日に、ハローワークの職員による就労相談を実施しています。

⑤聴覚障害者(児)支援機能

社会福祉協議会と連携を行い、手話通訳者をセンター内に配置することで、聴覚障害者 (児)に対する支援強化を図ります。

# 2 就労支援の充実

障害者の自立と社会参加を実現するためには、就労支援の充実は不可欠です。障害者の就労に向け、「障害者支援SOSセンター」が「障害者就業・生活支援センター エブリィ」、「ハローワーク」及び相談支援事業所と連携を図り、就労に係る相談支援の充実を図ります。

また、障害者の就労訓練系サービス(就労移行支援・就労継続支援A型・B型)の活用を推し進めるとともに、就職後においても、就労や生活に関する相談を行う就労定着支援サービスの推進を図ります。

その他、令和7年10月には新たなサービスとして、障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する「就労選択支援サービス」の開始も予定されています。

さらに本市では、障害者が地域で活躍する社会の実現に向け、豊かな自然環境を持つ倉渕地域において、地域の特色である農業・林業と、福祉が連携し、付加価値の高いメロンの水耕栽培を行う市直営の就労支援施設を令和6年度中の開設に向け整備を進めています。

このような新たなサービスの推進や施設の開設も踏まえ、就労支援の充実を図ります。

# 3 地域生活支援拠点の充実

地域生活支援拠点とは、障害者(児)の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能を持つ場所や体制のことをいいます。居住支援のための主な機能は、相談支援、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つを柱としており、具体的には以下のようなものが挙げられます。

- ① 相談支援:障害者(児)やその家族からの相談に応じ、必要な支援を検討・調整する
- ② 緊急時の受け入れ・対応:障害者(児)が緊急事態に陥った場合に、一時的な受け入れ や対応を行う
- ③ 体験の機会・場:障害者(児)が様々な生活の場や活動を体験する機会を提供する
- ④ 専門的人材の確保・養成:地域生活支援に必要な専門的人材の確保・養成を行う
- ⑤ 地域の体制づくり:地域の様々な事業者や団体と連携して、地域生活支援の体制づくりを進める

地域生活支援拠点は、障害者(児)が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、様々な支援を切れ目なく提供するために重要な役割を果たしています。

本市では、複数の施設の連携による面的整備を現在まで進めてきましたが、引き続き関係機関 や障害者施設等との連携・協力を図り、地域の多様な主体が一体となって障害者(児)の地域生 活支援を推進していきます。

# 4 障害児支援体制の充実

子どもの成長過程においては、多くの機関(保健・医療・福祉、保育所・幼稚園・こども園、学校等)が関わり、特に障害児においては、そうした機関が相互に関わり合いを持ち続け、本人や保護者に対し切れ目の無い支援を行っていくことが重要です。また、障害児や保護者が適切な支援を受けられるようにするには、不安・心配事・悩み事等を気軽に、いち早く相談することができる環境も重要です。

本市では、「保健センター」、「こども発達支援センター」、「子育てなんでもセンター」及び「障害者支援SOSセンター」等の相談支援体制の充実を図るとともに、相談支援事業所等の関係機関の連携を進め、早期の支援につながるよう取り組んでいきます。

また、障害児に対する療育支援においては、障害児通所支援事業の利用者の増加等により、支援職員の人材の確保が懸念されており、サービスの質の向上に向けた取り組みがより一層重要となっています。そのため、指定障害児通所支援事業所が質的にも量的にも障害児や保護者に対し適切な支援が行えるよう取り組んでいきます。

# 5 虐待防止の徹底

障害者(児)の尊厳を守り、その自立と社会参加を促進するためには、虐待を防止し、権利を 守ることが重要です。

本市では、障害者虐待防止法に基づき平成24年10月に開設した24時間365日通報・相談・届出対応を行う「障害者虐待防止センター」において、虐待事案に対する早期の対応、緊急時における一時保護、研修の開催等を通じた意識啓発及び関係機関との連携を行い、障害者(児)の虐待防止に努めています。

さらに本市では、年々増加する児童虐待に対応するため、令和元年10月に「こども救援センター」を開設しました。虐待が疑われる家庭への働きかけをはじめ、引き続き子育てに関する不安や悩み事等を抱える保護者からの相談を24時間365日受け付け、保護者及び子どもが安心した生活が送れるよう取り組んでいきます。

# 6 地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、地域 住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸 ごと」つながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会を目指 すものです。

地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進において、障害者差別解消法は重要な役割を果たしています。障害者差別解消法は、障害者に対する差別を禁止し、障害者が地域社会で自立した 生活を送ることができるよう、国や地方公共団体、事業者、国民等の責務を定めた法律です。

障害に対する理解については、障害者差別解消法等に係る取り組みにより地域への浸透が図られてきましたが、全ての市民が障害の有無にかかわらず、ともに支え合い、ともに暮らしていく社会へのさらなる進展が求められています。

本市では、障害者差別解消の促進に向けた取り組みを継続して進めていくことにより、障害者 (児)も一人の市民として、区別されることなく相互に理解し合い、相互に助け支えていく共生 社会の実現に向けた取り組みを推進していきます。

# 7 障害福祉サービス等の質の向上

障害福祉サービス等の質の向上は、障害者(児)が地域で安心して暮らし、自立した生活を送るために不可欠です。近年、障害福祉サービス等の利用者が多様化するとともに、障害福祉サービス等を提供する事業所が増加する中で、利用者の個々のニーズに応じた良質なサービスを提供する観点から、事業所が提供する障害福祉サービス等の質の確保・向上が重要です。

本市では、各事業所が指定基準を遵守し、利用者の安全・安心を確保するため、事業所に対し適切に指導、助言等の支援を行うとともに、人材育成、支援体制の整備等によるサービスの質の向上のための取り組みを推進します。

特に、障害者(児)と事業所をコーディネートする相談支援事業は重要な役割を担っており、 困難事例に対するコーディネート力の強化を図る必要があることから、基幹相談支援センターや 相談支援事業所に対する研修を充実するとともに、センターや相談支援事業所の連携強化を推進 することにより、障害福祉サービス等の質の向上を図ります。

# 第2章 障害福祉サービス等におけるサービス利用量の推計

現在のサービスの利用状況や今後の利用ニーズ等を踏まえ、令和8年度までの障害福祉サービス等それぞれのサービス利用量を推計しました。各サービスにおいては、ニーズ等の把握を適宜行い、状況に応じてサービス提供体制の充実を推進します。

# 1 訪問系サービス

#### 《概要》

#### ① 居宅介護

障害者(児)宅にヘルパーを派遣し、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

#### ② 重度訪問介護

重度の肢体不自由又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する 障害者(児)であって、常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外 出時における移動支援等を総合的に行います。

#### ③ 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者(児)につき、外出時において、当該 障害者(児)に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の援助を 行います。

#### ④ 行動援護

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者(児)であって常時介護を要するものにつき、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出支援を行います。

#### ⑤ 重度障害者等包括支援

特に介護の必要性が高い人に対し、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

#### 《現状》

訪問系サービスの利用者数は増加傾向(居宅介護はおおむね横ばい)にあります。今後については、サービスの増加・減少要因を適宜把握し、状況に応じたサービス提供体制の整備を図ります。

#### 《利用量の推計(各年度末における1か月当たりの推計値)》

(単位:時間、()内は人)

区分	第6	期計画(実績	値)	第7期計画(推計値)			
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	
居宅介護	9, 980	10, 197	10, 250	10, 250	10, 250	10, 250	
后七月喪 	(503)	(499)	(500)	(500)	(500)	(500)	
重度訪問介護	2, 034	2, 186	2, 670	2, 970	3, 270	3, 570	
里及初间升渡	(6)	(7)	(9)	(10)	(11)	(12)	
日存採業	1, 499	1,550	1, 580	1,600	1,620	1,640	
同行援護	(85)	(90)	(91)	(92)	(93)	(94)	
/二壬L+亚=#	200	197	240	270	300	330	
行動援護	(7)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	

<sup>※</sup>R5年度は年度末の実績見込値です。

# 2 日中活動系サービス

# 1 生活介護

#### 《概要》

常に介護を必要とする障害者(原則障害支援区分3以上)に、日中、障害者支援施設等において、入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。 なお、障害者が65歳になっても引き続き使い慣れた事業所において介護保険サービスを利用 することができる共生型サービスが、平成30年度に新設されました。

#### 《現状》

生活介護の利用者数は増加傾向にあります。今後については、サービスの増加・減少要因を適宜把握し、状況に応じたサービス提供体制の整備を図ります。

《利用量の推計(各年度末における1か月当たりの推計値)》

(単位:日、()内は人)

区分	第6期計画(実績値)			第7期計画(推計値)		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
<b>火</b> 江 众	15, 276	15, 725	15, 600	15, 700	15, 800	15, 900
生活介護	(748)	(753)	(760)	(765)	(770)	(775)

<sup>※</sup>R5年度は年度末の実績見込値です。

# 2 自立訓練

#### 《概要》

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間(原則2年間)、身体障害者や難病者を対象とし、身体機能の向上のためのリハビリテーション等を行う機能訓練サービス、又は、知的障害者や精神障害者を対象とし、食事や家事等の日常生活の向上のための支援を行う生活訓練サービスがあります。

#### 《現状》

自立訓練の利用者数は横ばい傾向にあります。今後については、サービスの増加・減少要因を 適宜把握し、状況に応じたサービス提供体制の整備を図ります。

《利用量の推計(各年度末における1か月当たりの推計値)》

(単位:日、()内は人)

区 分	第6期計画(実績値)			第7期計画(推計値)		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
自立訓練	30	5	10	10	10	10
(機能訓練)	(2)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)
自立訓練	417	331	430	430	430	430
(生活訓練)	(25)	(21)	(25)	(25)	(25)	(25)

<sup>※</sup>R5年度は年度末の実績見込値です。

# 3 就労移行支援

#### 《概要》

一般企業等への就労を希望する障害者に対し、一定期間(原則2年間)、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

#### 《現状》

就労移行支援の利用者数は増加傾向にあります。今後については、サービスの増加・減少要因を適宜把握し、状況に応じたサービス提供体制の整備を図ります。

《利用量の推計(各年度末における1か月当たりの推計値)》

(単位:日、()内は人)

区分	第6	期計画(実績	値)	第7期計画(推計値)		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
就労移行	1,584	1, 763	1,800	1,800	1,800	1,800
支援	(94)	(106)	(105)	(105)	(105)	(105)

<sup>※</sup>R5年度は年度末の実績見込値です。

# 4 就労継続支援

#### 《概要》

一般企業等での就労が困難な障害者に対し働く場を提供するとともに、就業に関する知識及び能力の向上を図るために必要な訓練を行い、一般就労を目指すための支援を行います。就労継続支援サービスにはA型とB型があり、A型は利用開始時に65歳未満の人に対し、事業所内において雇用契約に基づき就労の機会が提供されます。B型は、雇用契約は結ばずに就労の機会が提供されます。

#### 《現状》

就労継続支援A型・B型の利用者数はともに増加傾向にあります。今後については、サービスの増加・減少要因を適宜把握し、状況に応じたサービス提供体制の整備を図ります。

《利用量の推計(各年度末における1か月当たりの推計値)》

(単位:日、()内は人)

区分	第 6	期計画(実績	値)	第7期計画(推計値)		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
就労継続	3, 454	3, 505	3, 690	3, 690	3, 690	3, 690
支援A型	(178)	(171)	(190)	(190)	(190)	(190)
就労継続	13, 042	14, 180	15, 340	16, 240	17, 140	18, 040
支援B型	(720)	(774)	(850)	(900)	(950)	(1,000)

<sup>※</sup>R5年度は年度末の実績見込値です。

# 5 就労選択支援

#### 《概要》

令和7年10月1日から開始が予定されている新たなサービスで、障害者本人が就労先・働き 方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労 能力や適性等に合った選択の支援を行います。

#### 《利用量の推計》

必要に応じて実施します。

# 6 就労定着支援

#### 《概要》

就労移行支援等のサービスから一般就労に移行した障害者に対し、一定期間(最長3年)、就 労が定着し継続していくよう、企業等と連携し、支援を行います。

#### 《現狀》

就労定着支援の利用者数は横ばい傾向にあります。今後については、サービスの増加・減少要因を適宜把握し、状況に応じたサービス提供体制の整備を図ります。

《利用量の推計(各年度末における1か月当たりの推計値)》

(単位:人)

豆公	第6期計画(実績値)			第7期計画(推計値)		
区分	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
就労定着 支援	22	21	22	22	22	22

<sup>※</sup>R5年度は年度末の実績見込値です。

# 7 療養介護

#### 《概要》

常に医療と介護を必要とする障害者に対し、主として昼間、病院等において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話を行います。

# 《現状》

療養介護の利用者数は横ばい傾向にあります。今後については、サービスの増加・減少要因を 適宜把握し、状況に応じたサービス提供体制の整備を図ります。

《利用量の推計(各年度末における1か月当たりの推計値)》

(単位:人)

豆 公	第6	期計画(実績	値)	第7期計画(推計値)		
区分	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
療養介護	54	55	55	55	55	55

<sup>※</sup>R5年度は年度末の実績見込値です。

# 8 短期入所

#### 《概要》

自宅で介護する人が病気で介護できなくなった場合等に、障害者(児)に対し、短期間、施設等において入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

#### 《現状》

短期入所の利用者数は増加傾向にあります。今後については、サービスの増加・減少要因を適 宜把握し、状況に応じたサービス提供体制の整備を図ります。

《利用量の推計(各年度末における1か月当たりの推計値)》

(単位:日、()内は人)

区 分	第6期計画(実績値)			第7期計画(推計値)		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
短期入所	354	455	540	540	540	540
(福祉型)	(36)	(60)	(65)	(65)	(65)	(65)
短期入所	9	105	125	125	125	125
(医療型)	(2)	(28)	(30)	(30)	(30)	(30)

<sup>※</sup>R5年度は年度末の実績見込値です。

## 3 居住系サービス

## 1 自立生活援助

#### 《概要》

一人暮らしを希望する障害者や既に一人暮らしをしていて支援が必要な障害者等に対し、定期的に居宅を訪問し、生活状況の確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うとともに、利用者からの相談・要請がある場合には随時の対応を行います。

#### 《現状》

事業所数が少ないため自立生活援助の実績はこれまでありません。今後については、サービスの増加・減少要因を適宜把握し、状況に応じたサービス提供体制の検討を進めます。

《利用量の推計(各年度末における1か月当たりの推計値)》

(単位:人)

区分	第6	第6期計画(実績値)			第7期計画(推計値)		
	R3年度 R4年度 R5年度		R6年度	R7年度	R8年度		
自立生活援助	0	0	0	0	0	0	

<sup>※</sup>R5年度は年度末の実績見込値です。

## 2 共同生活援助 (グループホーム)

## 《概要》

障害者同士が共同生活を営む住居において、食事等の日常生活上の世話や相談支援を行います。

## 《現状》

共同生活援助の利用者数は増加傾向にあります。今後については、サービスの増加・減少要因を適宜把握し、状況に応じたサービス提供体制の整備を図ります。

《利用量の推計(各年度末における1か月当たりの推計値)》

	区分	第6	第6期計画(実績値)			第7期計画(推計値)		
	凶 分	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	
ţ	共同生活援助	494	533	600	650	700	750	

<sup>※</sup>R5年度は年度末の実績見込値です。

## 3 施設入所支援

### 《概要》

施設に入所する障害者(原則障害支援区分4以上)に対して、主として夜間に入浴、排せつ、食事の世話等を行います。

#### 《現状》

施設入所支援の利用者数は減少傾向にあります。今後については、サービスの増加・減少要因を適宜把握し、状況に応じたサービス提供体制の整備を図ります。

《利用量の推計(各年度末における1か月当たりの推計値)》

(単位:人)

区分	第6	第6期計画(実績値)			第7期計画(推計値)		
	R3年度 R4年度 R5年度		R6年度	R7年度	R8年度		
施設入所支援	375	358	340	330	320	310	

<sup>※</sup>R5年度は年度末の実績見込値です。

## 4 宿泊型自立訓練

## 《概要》

知的障害者や精神障害者を対象に、施設に宿泊させ、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言を行います。

### 《現状》

利用希望者及び事業所数が少ないことから、宿泊型自立訓練の利用者数は横ばい傾向にあります。今後については、サービスの増加・減少要因を適宜把握し、状況に応じたサービス提供体制の整備を図ります。

《利用量の推計(各年度末における1か月当たりの推計値)》

17 八	第6	第6期計画(実績値)			第7期計画(推計値)		
区分	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	
宿泊型自立訓練	11	6	8	8	8	8	

<sup>※</sup>R5年度は年度末の実績見込値です。

## 4 相談支援

## 1 計画相談支援等

### 《概要》

相談支援には以下の3つのサービスがあります。

#### ① 計画相談支援

障害福祉サービス等の利用に際し、障害者の特性やニーズ等の把握を行い、サービス等利用計画を作成するとともに、定期的に評価を行います。

## ② 地域移行支援

入所施設や病院から地域生活に移行するための相談その他必要な支援を行います。

### ③ 地域定着支援

居宅において、単身等で生活する障害者に対して、緊急訪問や相談等の必要な支援を行います。

### 《現状》

計画相談支援の利用者数は増加傾向にありますが、地域移行及び地域定着支援については横ば い傾向にあります。今後については、サービスの増加・減少要因を適宜把握し、状況に応じたサ ービス提供体制の整備を図ります。

## 《利用量の推計(各年度末における1か月当たりの推計値)》

区分	第6期計画(実績値)			第7期計画(推計値)		
区 分	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
計画相談支援	582	610	630	650	670	690
地域移行支援	0	0	1	1	1	1
地域定着支援	1	1	1	1	1	1

<sup>※</sup>R5年度は年度末の実績見込値です。

## 5 障害児支援

## 1 児童発達支援

### 《概要》

未就学の障害児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

### 《現状》

児童発達支援の利用者数は増加傾向にあります。今後については、サービスの増加・減少要因を適宜把握し、状況に応じたサービス提供体制の整備を図ります。

### 《利用量の推計(各年度末における1か月当たりの推計値)》

(単位:日、()内は人)

17 八	第6期計画(実績値)			第7期計画(推計値)		
区分	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
児童発達	2, 906	3, 440	3, 820	4, 120	4, 420	4, 720
支援	(268)	(326)	(370)	(400)	(430)	(460)

<sup>※</sup>R5年度は年度末の実績見込値です。

## 2 放課後等デイサービス

## 《概要》

就学している障害児(小学生~高校生)に対して、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。

#### 《現状》

放課後等デイサービスの利用者数は増加傾向にあります。今後については、サービスの増加・減少要因を適宜把握し、状況に応じたサービス提供体制の整備を図ります。

### 《利用量の推計(各年度末における1か月当たりの推計値)》

(単位:日、()内は人)

	第6期計画(実績値)			第7期計画(推計値)		
区分	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
放課後等	11, 940	12, 416	13,600	14, 020	14, 440	14, 860
デイサービス	(836)	(868)	(930)	(960)	(990)	(1, 020)

<sup>※</sup>R5年度は年度末の実績見込値です。

## 3 保育所等訪問支援

### 《概要》

障害児が集団生活へ適応できるようにするため保育所等(保育所・幼稚園・こども園・学校)を訪問し、関係者へ専門的な支援を行います。

#### 《現状》

保育所等訪問支援の利用者数は増加傾向にあります。今後については、サービスの増加・減少要因を適宜把握し、状況に応じたサービス提供体制の整備を図ります。

## 《利用量の推計(各年度末における1か月当たりの推計値)》

(単位:日、()内は人)

□ □ □	第6	期計画(実績	値)	第7期計画(推計値)		
区分	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
保育所等	18	70	90	95	100	105
訪問支援	(17)	(59)	(85)	(90)	(95)	(100)

<sup>※</sup>R5年度は年度末の実績見込値です。

## 4 居宅訪問型児童発達支援

## 《概要》

重度の障害等のために外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して必要な療育等の支援を行います。

### 《現状》

事業所数が少ないため居宅訪問型児童発達支援の実績はこれまでありません。今後については、サービスの増加・減少要因を適宜把握し、状況に応じたサービス提供体制の検討を進めます。

### 《利用量の推計(各年度末における1か月当たりの推計値)》

区分	第6	第6期計画(実績値)			第7期計画(推計値)		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	
居宅訪問型	0	0	0	0	0	0	
児童発達支援	U	U	U	U	U	U	

<sup>※</sup>R5年度は年度末の実績見込値です。

## 5 障害児相談支援

### 《概要》

障害児通所支援サービスの利用に際し、障害児の特性やニーズ等の把握を行い、障害児支援利用計画を作成するとともに、定期的に評価を行います。

### 《現状》

障害児相談支援の利用者数は増加傾向にあります。今後については、サービスの増加・減少要因を適宜把握し、状況に応じたサービス提供体制の整備を図ります。

### 《利用量の推計(各年度末における1か月当たりの推計値)》

(単位:人)

区分	第6期計画(実績値)			第7期計画(推計値)		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
障害児相談支援	343	337	350	360	370	380

<sup>※</sup>R5年度は年度末の実績見込値です。

## 6 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

#### 《概要》

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置を行います。

### 《現状》

医療的ケア児等コーディネーター養成研修開催状況により今後横ばいとなる見込みですが、引き続きコーディネーターの配置について検討を行います。

### 《利用量の推計(各年度末における推計値)》

区分	第6	第6期計画(実績値)			第7期計画(推計値)		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R8年度	R8年度	
コーディネータ	0	0	0	0	0	0	
ーの配置人数	9	9	9	9	9	9	

<sup>※</sup>R5年度は年度末の実績見込値です。

<sup>※</sup>配置人数は、「医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者」の人数です。

## 第3章 地域生活支援事業の利用量の推計

地域生活支援事業は、障害者(児)が地域で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう社会資源や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により計画的に実施する事業です。各事業においては、ニーズ等の把握を適宜行い、状況に応じてサービス提供体制の充実を推進します。

## 1 必須事業

必須事業とは、障害者(児)の能力及び適性に応じ、社会生活又は日常生活を営むことができるよう、全国で実施する事業です。

## 1 理解促進研修・啓発事業

#### 《概要》

地域住民に対し、障害者(児)に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行い、障害者(児)が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」の除去及び共生社会の実現を図ることを目的としています。

## 《現状》

精神疾患の理解促進に関すること、発達障害に関すること、ひきこもりに関すること、自殺予防に関すること、依存症に関すること等の講演会を実施し、普及啓発を推進しています。

### 《利用量の推計》

区 分	R6年度	R7年度	R8年度
理解促進・研修啓発事業	実施	実施	実施

## 2 自発的活動支援事業

#### 《概要》

障害者(児)が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようにするための障害者(児)、 その家族、地域住民等による地域における自発的な活動を支援することにより、「心のバリアフリー」の推進及び共生社会の実現を図ることを目的としています。

### 《現狀》

障害福祉向上に寄与する関係団体に対し、その活動を支援するため補助金を交付するとともに、 スポーツを通じた交流・親睦を深めるための大会の開催に向けた支援等を実施し、積極的な働き かけを行っています。

#### 《利用量の推計》

区 分	R6年度	R7年度	R8年度
自発的活動支援事業	実施	実施	実施

## 3 相談支援事業

### 《概要》

障害者(児)本人や家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や必要な支援・援助や、権利 擁護のための援助を行い、障害者(児)が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよ うにすることを目的としています。

## 《現状》

平成30年度に開設した「障害者支援SOSセンター」に基幹相談支援センターの機能を持たせ、地域の相談支援体制の強化や地域移行・地域定着の促進等を図るとともに、委託相談支援事業所との連携を図っています。

## 《利用量の推計》

区 分	R6年度	R7年度	R8年度
相談支援事業	実施	実施	実施

## 4 成年後見制度利用支援事業

#### 《概要》

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知 的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、権利擁護を図るこ とを目的としています。

#### 《現状》

市長申立てに係る費用を支援し、成年後見制度の利用により障害者等の権利擁護を図っています。

区 分	R6年度	R7年度	R8年度
成年後見制度利用支援事業	5 人	6 人	6人

## 5 意思疎通支援事業

### 《概要》

聴覚障害者(児)の社会生活上の意思疎通を円滑にするため、手話通訳者派遣事業をはじめ要約筆記者派遣事業、手話通訳者設置事業を行い、意思伝達の手段を確保することにより、聴覚障害者(児)の福祉増進を図ることを目的としています。

## 《現状》

手話や要約筆記に対する市民への周知啓発を図るとともに、手話通訳者派遣事業をはじめ要約筆記者派遣事業、手話通訳者設置事業を推進しています。

## 《利用量の推計(1年当たり)》

区 分	R6年度	R7年度	R8年度
手話通訳者派遣事業	1,300人	1,300人	1,300人
要約筆記者派遣事業	20 人	20 人	20 人
手話通訳者設置事業	4 人	4 人	4 人

## 6 日常生活用具給付等事業

## 《概要》

日常生活の便宜を図るため、重度障害者(児)に対し、介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、住宅改修費等を給付します。

#### 《現狀》

重度障害者(児)に対し、日常生活のすごしやすさの向上を図るため、介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、住宅改修費等を給付しています。

区分	R6年度	R7年度	R8年度
介護・訓練支援用具	15 件	15 件	15 件
自立生活支援用具	35 件	35 件	35 件
在宅療養等支援用具	50 件	50 件	50 件
情報・意思疎通支援用具	50 件	50 件	50 件
排泄管理支援用具	8,400件	8,400件	8,400件
住宅改修費	7件	7件	7件

## 7 手話奉仕員養成研修事業

### 《概要》

手話で日常会話を行える技術や表現を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある 聴覚障害者(児)が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的と しています。

## 《現状》

手話を通して、多くの人々に聴覚障害者(児)への理解を深め、聴覚障害者(児)とコミュニケーションを図るため、入門課程、基礎課程の2つの課程から構成される手話奉仕員養成研修を開催しています。

また、手話初心者に向けた簡単なあいさつ等を学ぶ手話体験教室を開催しています。

## 《利用量の推計(1年当たり)》

区 分	R6年度	R7年度	R8年度
入門課程 (修了者)	60 人	60 人	60 人
基礎課程 (修了者)	40 人	40 人	40 人
体験教室 (受講者)	80 人	80 人	80 人

## 8 移動支援事業

## 《概要》

屋外での移動が困難な障害者(児)に、地域における自立した生活及び社会参加を促すため、外出のための必要な支援を行います。

### 《現状》

屋外での移動が困難な障害者(児)の地域における自立した生活及び社会参加を推進するため、 外出に必要な支援を実施しています。

区 分	R6年度	R7年度	R8年度
移動支援	64,000 時間(580 人)	64,000 時間(580 人)	64, 000 時間 (580 人)

## 9 地域活動支援センター事業

#### 《概要》

障害者の日中活動の場として、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の事業(基礎的事業)を行います。なお、基礎的事業に加え、事業の機能を強化するために実施する事業に応じ、Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ型の3つの類型が設定されています。

#### 【地域活動支援センターの類型】

I型:専門職員(精神保健福祉士等)を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等を行い、相談支援事業を合わせて実施する事業

Ⅱ型:地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施する事業

Ⅲ型:地域の障害者のための援護対策として、地域の障害者団体等が実施する通所による援護事業の実績を概ね5年以上有し、安定的な運営が図られている作業所に対する支援

#### 《現状》

本市ではⅠ型とⅢ型を運営しており、障害者の日中活動の場として、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流を促進しています。

### 《利用量の推計(1年当たり)》

区分	R6 <sup>左</sup>	<b>F</b> 度	R7 <sup>£</sup>	<b>F</b> 度	R8 <sup>⊈</sup>	<b></b>
I 型	2 か所	定員 45 人	2 か所	定員 45 人	2 か所	定員 45 人
Ⅲ型	5 か所	定員 78 人	5 か所	定員 78 人	5 か所	定員 78 人

## 10 専門性の高い意思疎通支援事業

#### 《概要》

## ① 養成研修事業

手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、失語症者向け意思疎通支援者の養成を行います。

### ② 派遣事業

盲ろう者向け通訳・介助員の派遣を行います。

### 《現状》

本市では、聴覚障害者(児)が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、養成研修事業及び派遣事業を実施しています。なお、手話通訳者及び要約筆記者の派遣事業について、 意思疎通支援事業(41ページ参照)として実施しています。

区分	R6年度	R7年度	R8年度
手話通訳者養成研修事業	16 人	16 人	16 人
手話通訳試験対策講座	7人	7人	7 人
要約筆記者養成研修事業	10 人	10 人	10 人
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	5 人	5 人	5 人
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	1 人	1 人	1人
失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業	5 人	5 人	5 人

## 2 任意事業

任意事業とは、必須事業のほか市町村の判断により、障害者(児)が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な事業を実施するものです。

## 1 福祉ホーム

#### 《概要》

住居を必要としている障害者に、低額な料金で居室その他の設備利用等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います。

### 《現状》

本市では、福祉ホーム事業を行い、障害者の地域生活を支援しています。

### 《利用量の推計(1年当たり)》

区分	R6⁴	<b></b>	R7 <sup>左</sup>	<b></b>	R8 <sup>£</sup>	F度
福祉ホーム	2 施設	5 人	2 施設	5 人	2 施設	5 人

## 2 訪問入浴サービス

### 《概要》

在宅で寝たきり状態等の重度の障害があり、家庭での入浴が困難である方に、原則週1回を限度として訪問入浴サービスを行います。

## 【訪問入浴サービスの利用要件】

以下の要件全てを満たす人

- ① 身体障害者手帳1・2級又は療育手帳Aの人
- ② 家庭にて入浴することが困難な人
- ③ 医師が、入浴が必要と認めた人
- ④ 介護保険法の対象にならない人

## 《現状》

本市では、在宅で生活する重度の障害者(児)の安心できる生活を推進するため、訪問入浴サービスを実施しています。

区 分	R6年度	R7年度	R8年度
訪問入浴	20 人	20 人	20 人

## 3 生活訓練

## 《概要》

障害者(児)に対し、日常生活上必要な訓練・指導等を行うことにより、生活の質の向上を図ることを目的としています。

### 《現状》

本市では、視覚障害者(児)に対し、生活習慣病の予防・健康増進を目的に料理教室を実施するとともに、視覚障害者(児)の生活の安定と資質の向上を目的とした講習会を実施しています。

## 《利用量の推計》

区 分	R6年度	R7年度	R8年度
視覚障害者料理教室	実施	実施	実施
視覚障害者講習会	実施	実施	実施

## 4 日中一時支援事業

### 《概要》

日中一時的な預かりにより、家族の一時的な負担軽減を図るとともに、障害者(児)の日中の場を提供する事業で、委託先の事業所で支援を行います。

また、登録する介護者やサービスステーションで介護を行う生活サポート事業があります。

### 《現状》

本市では、日中一時支援事業及び生活サポート事業(登録介護者、サービスステーション)を実施しています。

区 分		R6年度	R7年度	R8年度
日中一	時支援事業	100 人	100 人	100 人
生活サポート事業	登録介護者	25 人	25 人	25 人
	サービスステーション	30 人	30 人	30 人

## 5 レクリエーション活動等支援

## 《概要》

障害者(児)等の交流、余暇活動の質の向上、体力増強等に資するためのレクリエーション活動等を行うことにより、障害者(児)の社会参加を促進します。

### 《現状》

本市では、レクリエーション活動等支援を行い、障害のある人の心身のリフレッシュや、参加 者相互の交流促進とスポーツに触れる機会の提供等に努めています。

## 《利用量の推計》

区 分	R6年度	R7年度	R8年度
レクリエーション活動等支援	実施	実施	実施

## 6 芸術文化活動振興

### 《概要》

障害者(児)の芸術文化活動を振興することにより、障害者(児)の社会参加を促進します。

#### 《現狀》

本市では、芸術文化活動振興事業を行い、障害者(児)の社会参加を促進しています。

## 《利用量の推計》

区 分	R6年度	R7年度	R8年度
芸術文化活動振興	実施	実施	実施

## 7 点字・声の広報等発行

#### 《概要》

文字による情報入手が困難な障害者(児)のために、地域生活を営む上で必要な情報を提供することにより、障害者(児)の社会参加を促進することを目的としています。

#### 《現状》

本市では、「点字広報高崎」、「声の広報高崎」及び「点字版たかさき市議会だより」の発行を行い、障害者(児)の社会参加を促進しています。

## 《利用量の推計》

区分	R6年度	R6年度	R7年度
点字・声の広報等発行	実施	実施	実施

## 8 知的障害者職親委託

## 《概要》

知的障害者の自立更生を図るため、知的障害者を一定期間、知的障害者の更生援護に熱意を有する事業経営者等の私人に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行うことによって、就職に必要な素地を与えるとともに雇用の促進と職場における定着性を高め、もって知的障害者の福祉の向上を図ります。

## 《現状》

本市では、平成28年度以降職親の実績はありませんが、知的障害者の福祉の向上を図るため、 知的障害者職親委託事業を推進しています。

## 《利用量の推計》

区 分	R6年度	R7年度	R8年度
知的障害者職親委託	実施	実施	実施

## 3 促進事業

促進事業とは、必須事業及び任意事業に加え、市町村の判断により、政策的な課題に対応する 事業を計画的に実施し、もって障害者(児)の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわ らず人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的に必 要な事業を実施するものです。

## 1 障害者虐待防止対策支援事業

#### 《概要》

障害者(児)の人権、生命、財産を守るために平成24年10月1日に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」、平成28年4月には「障害者差別解消法」が施行され、障害者(児)の権利や尊厳を守り、障害者(児)の安定した生活や社会参加を助け、共生社会の実現を目指しています。

#### 《現狀》

本市では、障害者虐待防止法の施行を受け、「高崎市障害者虐待防止センター」を設置し、障害者(児)等の人権、生命、財産を守るための以下の事業を推進しています。

## ① 虐待対応のための体制整備

24時間365日の相談対応を行う「障害者虐待防止センター」が、各関係機関と一体的な連携を図ることにより、相談支援体制の充実を図っています。

また、「障害者虐待防止センター」と連携を図り、虐待事案の対応や、虐待を未然に防ぐための取り組みを実施しています。

虐待事案の緊急対応として、一時保護のための居室の確保等を実施しています。

#### ② 障害者虐待防止・権利擁護に関する研修

障害者施設等の職員を対象に、虐待防止・権利擁護に関する研修を実施しています。

#### ③ 連携協力体制の整備

地域における関係機関等の協力体制の整備・充実を図ることを目的に「高崎市障害者虐待防止対策協議会」を開催しています。

また、高齢者虐待・児童虐待等の関係部署や関係機関との連携を図っています。

#### ④ 普及啓発

市広報及びホームページに等において、障害者(児)虐待に係る相談先の周知を図り、虐待防止に向けた普及啓発を図っています。

## 第4章 計画の推進

## 1 サービス提供体制の充実のための方策

## 1 訪問系サービス

訪問系サービスは、障害者が自宅で生活を送るための基盤となるサービスであり、その充実は 障害者の自立や社会参加を促進する上で重要な役割を果たしています。さらに近年では、多様化 する障害者のニーズに対応するため、その提供体制の充実が求められています。

そうしたニーズを的確に把握し、サービスの拡充の検討や訪問系サービス事業者に対する人材育成、支援体制の整備等によるサービスの質の向上、利用促進のための取り組みを推進します。

## 2 日中活動系サービス

日中活動系サービスは、障害者が地域で自立した生活を送るために重要な役割を果たしています。さらに近年では、障害者のニーズは多様化・複雑化しており、それに伴い、その提供体制の充実が求められています。

そうしたニーズを的確に把握し、多様なサービスが提供できるようにするための検討や、日中 活動系サービス事業者に対する人材育成、支援体制の整備等によるサービスの質の向上のための 取り組みを推進します。

なお、就労支援については、民間企業等との連携や協力の下、就労訓練系サービス事業所における就労活動の充実を図り、障害者の賃金向上を推進します。また、障害者が就労できるよう支援を行うとともに、就労した障害者に対しては、継続して就労できるよう就労面や生活面での支援を行います。

さらに短期入所については、緊急時の受入体制の充実を図るため、関係機関等との連携を強化 していきます。

## 3 居住系サービス

居住系サービスは、障害者が自立した生活を送るために不可欠なサービスです。さらに近年では、障害者の重度化、高齢化や親亡き後を見据えたニーズも高まっており、その提供体制の充実が求められています。

そうしたニーズを的確に把握し、障害の種類や程度、年齢、性別等といった障害者の多様なニーズに対応できるサービスが提供できるようにするための検討や、居住系サービスは障害者の生活に特に密接に関わるサービスであることから、居住系サービス事業者に対する人材育成や支援体制の整備等によるサービスの質の向上のための取り組みを推進します。

施設入所支援等の重度の障害者へ支援を行う施設においては、より障害者の特性に応じた適切な支援が行われるよう虐待防止、災害対策及び事故対応等の体制整備を推進します。

共同生活援助(グループホーム)についても、地域での生活を継続し、社会参加を推進するサービスであるため、多様化するニーズを的確に把握し、利用者の特性に応じた支援が行われるようサービス提供体制の整備を図ります。

## 4 相談支援

相談支援は、障害者(児)が自立した日常生活や社会生活を営むために必要な情報や支援を提供するサービスです。障害者(児)のニーズの多様化、地域移行の進展等により、その提供体制の充実が求められています。

そうしたニーズを的確に把握し、相談支援の専門性を向上させるための研修の充実や、行政や 医療、教育、保健、就労支援等の関係機関との連携強化、利用者の利便性向上のための取り組み を推進します。

なお、現在、相談支援専門員の一人当たりの担当件数が多い状況であり、ニーズに応じた相談 支援の提供が困難となる可能性もあることから、相談支援専門員の人員確保に向けた取り組みを 推進します。また、相談支援専門員は、利用者のニーズを的確に把握し、適切な支援へつなぐコ ーディネーターとして、様々な場面において対応力が求められるため、相談支援専門員に対する 研修の充実等を図ります。

## 5 障害児支援

障害児支援のうち障害児通所支援は、障害児が地域で生活し、自立と社会参加を実現するために必要な支援です。さらに近年では、利用者数、事業所数ともに増加傾向にあり、その提供体制の充実が求められています。また、障害児のニーズは、障害の種類や程度、年齢、家庭環境等によって多様であり、地域に根差した支援体制を構築し、障害児一人ひとりに合った支援を提供することも重要です。

そうしたニーズを的確に把握し、多様なサービスが適切に提供できるようにするための検討や、障害児の個々のニーズに応じた支援を提供するための、より専門性の高い人材の確保、家族に対する支援も含む利用者の利便性向上のための取り組みを推進します。

なお、障害児通所支援のうち、児童発達支援及び放課後等デイサービスは、事業所数の増加に 伴い、人材確保が難しい状況にある等、サービスの質の確保が重要となっています。そのため、 事業所の指定基準の明確化、事業所への研修の実施及び相談支援事業所との定期的な会議の開催 等を行い、適切な療育支援が行われるよう取り組んでいきます。

## 6 地域生活支援事業

地域の実情に応じて実施する地域生活支援事業においては、障害福祉サービス等の提供体制や障害者(児)のニーズを的確に把握し、適切な支援が図れるよう整備推進します。

## 2 関係機関との連携

障害福祉サービス及び地域生活支援事業については、「関係機関・団体の連携」「サービス・事業の連携」「市民・民間事業者と行政の協働」の観点から、サービス提供体制の確保に努めていきます。なお、障害福祉サービス等の事業所においては広域利用が可能であるため、群馬県や関係市町村と連携を図ります。

用語の説明

## いぞんしょう

アルコール・薬物・ギャンブル・ゲーム等、特定の物質や行為・過程に対して、やめたくても、 やめられない、ほどほどにできない状態。自分ではコントロールができなくなった結果、本人や 家族等の健全な社会生活に悪影響を及ぼす可能性がある。

## 医療的ケア児

医学の進歩を背景として、NICU(新生児特定集中治療室)等に長期入院した後、引き続き 人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な児童の のこと。

#### おやな 親亡き後

親亡き後問題とも言われる。日常的に親からの支援を受けながら暮らしてきた障害者が、親の 死後、生活上の様々な課題に直面すること。

## か行

## きかんそうだんしえんせん たっ 基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担い、障害者(児)等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言等を行う機関。

## 共生社会

制度・分野ごとの縦割りや支え手、受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が、我が事として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

## けんりようご権利擁護

判断能力が十分でない高齢者や障害者の権利を守るため、その擁護者や代弁者が支援すること。

# コーディネート・コーディネーター

物事が円滑に行われるように、全体の調整や進行を行うこと(人)。

#### にようがいしゃぎゃくたいぼう しせんたっ 障害者虐待防止センター

障害者虐待に関する相談・通報・届出を24時間365日受け付け、障害者虐待の防止や養護者の支援に関して、広報・啓発活動を行う。

## 障害者虐待防止対策協議会

障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、関係機関の協力体制の整備や支援体制の強化を図ることを目的に、専門分野間のネットワークを構築して、地域における虐待防止の対策を協議する場。

## 障害者差別解消法

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として平成28年4月に施行された。

## しょうがいしゃしえんきょうぎかい 障害者支援協議会

障害者(児)が抱える様々なニーズに対応していくために、地域における障害者(児)等への支援体制に関する情報を共有し、関係機関の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について官民一体となり協議を行う場。

# にょうがいしゃしゅうぎょう せいかつしえんせんた 一障害者就業・生活支援センター

就業支援や生活支援を必要とする障害者に対して、雇用・福祉・教育等の関係機関と連携しながら、障害者の就業と、それに伴う生活に関する指導・助言、職業準備訓練の斡旋等、障害者の職業生活における自立を図るために必要な支援を行う。

## 世いねんこうけんせいど成年後見制度

認知症や知的障害・精神障害等の理由で判断能力が不十分な方に代わり、代理人が生活と財産を保護する制度。

#### そうだんしえんじぎょうしょ 相談支援事業所

障害者(児)やその家族等の地域における生活を支援するため、福祉サービスの利用援助、社会資源の活用、権利擁護のために必要な援助、専門機関等の情報提供等を行う。

## た行

## 地域活動支援センター

障害者等に創作的活動・生産活動の機会を提供することにより、社会との交流を促進し、自立 した生活を支援する施設。

## は行

# はったっしょうがい はったつせいがくしゅうしょう ちゅういけつじょたどうしょう じへいすべくとらむしょう 発達障害 (発達性学習症、注意欠如多動症、自閉スペクトラム症)

主に先天性の脳機能障害が原因となる発達の遅れや偏りのこと。対人関係や行動のコントロール等に支障を生じる状態。精神障害や知的発達症を伴う場合もある。

# はちまるご一まるもんだい 8050問題

80代の親が50代の子どもの生活を支えるために、経済的にも精神的にも強い負担を請け負うという社会問題。

## ひきこもり

社会生活に対してストレスを強く感じること等、様々な原因から自宅や自室に長期間閉じこもり、他人や社会と接触しないで生活する状態。

## や行

## まうやくひっき 要約筆記

主に中途失聴者等、手話を利用していない聴覚障害者(児)への情報確保手段の一つ。話されている内容を要約筆記者が要約し、紙やパソコンへの表示等、文字として伝達する。

#### ャルぐけあらー ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っている子どものこと。

## ら行

# リハビリテーション

事故・疾病で後遺症が残った人等を対象に、その能力を回復させるために行う訓練や療法。広義には、社会生活関係で脱落・背離した人に対する回復のための支援サービス。教育・職業・心理等の分野がある。社会復帰。リハビリ。